⑺　Time-limit for Tender : 10 : 15 am May 17　2024

⑻　Contact point for the notice : Accounting Office, General Affairs Division, Secretariat, General Secretariat, Japan Fair Trade Commission, 1―1―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8987, Japan. Phone ＋81―3―3581―5474

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年３月27日

支出負担行為担当官

公正取引委員会事務総局

官房総務課会計室長　多田　　修

◎調達機関番号　024　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14、71、27

⑵　調達件名及び数量

令和６年度デジタルフォレンジック用ソフトウェアライセンスの調達（その10）一式

⑶　種類　仕様書による。

⑷　契約期間等　仕様書による。

⑸　納入場所　仕様書による。

⑹　入札方法　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された価格に当該価格の10パーセントに相当する額を加算した価格（当該価格に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた価格）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する価格を入札書に記載すること。

⑺　電子調達システムの利用　本件は、電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））対象調達案件である。

なお、当該システムにより難い者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和04・05・06年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷　内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

⑸　機密保持誓約書を提出し、本件仕様書の交付を受けた者であること（後記３⑵参照）。

3　入札手続

⑴　入札説明書の交付

ア　交付期間　本公告日から令和６年５月13日正午まで（手交の場合土日・祝日を除く）

イ　交付方法

①　下記⑵の会計室用度係において手交

②　電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））からダウンロード

⑵　仕様書の交付　本件調達品の機密保持の必要性から、入札説明書とともに公示する「機密保持誓約書」を後記⑶の会計室用度係まで提出した者に対してのみ交付する。

⑶　入札書の提出場所及び契約条項を示す場所

〒100―8987 東京都千代田区霞が関１―１―１中央合同庁舎第６号館Ｂ棟14階　公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

⑷　関係書類の受領期限（郵送による場合を含む）　令和６年５月10日午後５時00分必着

⑸　入札書の受領期限（郵送による場合を含む）　令和６年５月16日午前10時15分必着

⑹　開札の日時及び場所　令和６年５月16日午前10時30分　公正取引委員会事務総局審判控室（中央合同庁舎第６号館Ｂ棟19階）

4　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5　入札保証金及び契約保証金　全額免除

6　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7　契約書作成の要否　要（電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））を利用する場合は、電子契約が可能。）

8　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9　その他

詳細は入札説明書による。

10　問い合わせ先

〒100―8987 東京都千代田区霞が関１―１―１中央合同庁舎第６号館Ｂ棟

仕様関係　公正取引委員会事務総局審査局企画室（デジタルフォレンジック担当）　電話：03―3581―1831

入札手続関係　公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係　電話：03―3581―5474

11　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Osamu Tada, Head of Accounting Office, General Affairs Division, Secretariat, General Secretariat, The Japan Fair Trade Commission

⑵　Classification of the services to be procured : 14, 71, 27

⑶　Subject of the services to be procured : Digital Forensic software license procurement (Part 10)

⑷　Contract term : as in the Specification

⑸　Delivery place : as in the Specification

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order on Budgets, the Settlement of Accounts, and Accounting. Furthermore, minors, person under Conservatorship or person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of “special grounds for doing so” reasons within the article.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have grade “A, B, C or D in the selling” in the Kanto-Koshinetsu Area in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.

④　not being suspended from transaction by the request of the officials in charge of contact.

⑺　Time-limit for Tender : 10 : 15 am May 16　2024

⑻　Contact point for the notice : Accounting Office, General Affairs Division, Secretariat, General Secretariat, Japan Fair Trade Commission, 1―1―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8987, Japan. Phone ＋81―3―3581―5474

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年３月27日

支出負担行為担当官

消費者庁総務課長　安東　高徳

◎調達機関番号　022　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　消費者庁ウェブサイトの見直しに伴う消費者庁広報ＤＸに係る支援等業務　一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　入札説明書による。

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　電子入札システムの利用　本案件は、電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））の電子入札機能利用対象案件である。なお、電子入札によりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。